

日本家系図学会  
平成 30 年度 総 会

開催日時：平成 30 年 11 月 3 日（土）

午後 3 時～ 5 時

開催場所：末日聖徒イエス・キリスト教会 渋谷ワード  
東京都渋谷区桜丘町 28-8

# 総会次第

1. 開会宣言 副会長兼事務局長 岸 芳 男

2. 開会挨拶 会 長 宝 賀 寿 男

3. 総会議長選出

4. 総会議事

- (1) 活動報告及び事業計画
- (2) 経理関係の報告
- (3) 役員選任について

5. 講 演

講師：千 葉 篤 志 氏

(略歴・現職)

2003年、日本大学文理学部史学科卒業。

2005年、日本大学大学院文学研究科史学専攻博士前期課程修了。

2008年、日本大学大学院文学研究科日本史専攻博士後期課程満期退学。

現在、日本大学文理学部人文科学研究所研究員、独立行政法人国立公文書館  
統括公文書専門官室期間業務員、(株)歴史と文化の研究所客員研究員。

演題：「戦国期佐竹氏家臣研究と系図について」

6. 懇 談

7. 閉 会

8. 懇親会

場所：渋谷道玄坂上「天空の月」

時間：午後5時30分～7時00分予定

# 日本家系図学会 平成 30 年度総会 出席者名簿

総会出席者：12名 懇親会出席者：9名

※敬称略・五十音順

講演：千葉篤志氏

岸 芳 男 (東京都)

木 下 祐 也 (東京都)

小 佐 々 学 (埼玉県)

齊 藤 秀 幸 (宮城県)

坂 本 陸 二 (東京都)

杉 本 圭 司 (東京都)

宝 賀 寿 男 (東京都)

真 野 信 治 (神奈川県)

吉 濱 邦 彦 (東京都)

安 藤 浩 (茨城県)

大 森 一 (東京都・事務局)

## 日本家系図学会会則

第1条 本会は日本家系図学会と称し、事務局を東京都町田市金井4-1-16（芳文館内）に置く。本会の目的に資するため、研究編集部を設け、これを同地ないし別地に置くことができる。

（参考）当面は、研究編集部所在地をメールアドレス「jpkakei@infoseek.jp」とする。

第2条 本会は姓氏・家系・苗字・家紋及び地名・遺跡に関する学術的調査研究を広く総合的に行うことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 系図研究水準の向上など系譜学の発展・大成に向けての事業
- (2) 会誌「姓氏と家系」（「旅とルーツ」改題）の発行
- (3) 研究発表会及び講演会・懇談会の開催・共催
- (4) 会員への情報提供や資料展示など系図知識の普及・広報
- (5) 人名・地名及び関連する歴史・社寺・遺跡などの調査研究
- (6) 関係する諸研究団体と協力・連携
- (7) その他必要と認める事業

第4条 1 本会は次の役員を置く。

- |      |       |
|------|-------|
| 会長   | 1名    |
| 副会長  | 5名以内  |
| 常務理事 | 30名以内 |
| 理事   | 50名以内 |
| 監事   | 2名    |

2 役員を選出は総会において行い、役員相互により会長等の職名を決める。ただし、総会による会長、副会長の直接の選出を妨げない。

第5条 1 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、その職務を代行・分担する。常務理事は、会務を分掌し、事業の執行に当る。

2 常務理事以上を常任理事とし、常任理事会を組織する。

3 常務理事以上の職にあつて庶務を担当する者をもって事務局長に充て、庶務並に連絡事務の責を負うものとする。必要に応じて、常任理事会は事務局長補佐を置くことができる。

第6条 1 理事以上及び監事は役員会を組織する。

2 理事は、常任理事を補佐して事業の執行に当る。

3 監事は会計の監査に当る。

第7条 会長は、必要に応じて常任理事会または役員会を開き、会務を推進する。

第8条 本会は、名誉会長1名、複数の顧問及び相談役を、常任理事会の決定により置くことができる。ただし、名誉会長については、直近の次の総会において承認を得ることを要し、顧問及び相談役の任命・退任は総会または会誌へ報告するものとする。

第9条 本会役員及び前条記載の職の任期は2年とし、再選を妨げない。

第10条 本会に支部長を60名以内で置くことができる。支部長は一定人数の会員を組織した会員に対して、常任理事会の決定により委嘱し、これを総会に報告する。支部長は役員を補助し、情報の発信・連絡や組織基盤強化のための活動を行う。

第11条 本会の経費は会費、賛助金及びその他の収入をもって、これに充てる。会費は会員一人あたり年額五千円を前納するものとし、法人を含む特別（賛助）会員は年額一口一万円以上とする。

第12条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。会計予算についてはあらかじめ総会の承認をうけて執行するものとし、決算については監事の会計報告をそえて総会に報告する。

第13条 総会は年一回開催し、役員を選任、事業方針の決定、会計予算の承認に当る。ただし、常任理事会または役員会が必要と認める時は、総会を随時開くことができる。また、緊急の要など格別の事情あるときは、常任理事会の開催をもって対応し、総会決議に替えることができるが、その場合は次ぎに開かれる直近の総会において改めて承認をうけるものとする。

第14条 本会に入会を希望する者は、本会則を了解し、別に定める様式により会費1ヶ年分を添えて事務局に申し込むものとする。これをうけ、常任理事会の承認を受けて会員として活動する。

第15条 会員は自己都合により、会長に申請することによって、いつでも退会することができる。会の活動の品位を著しく損なう行動をとった者、会費を一定期間以上未納の者については、常任理事会の決定で除籍することもできる。これら入退会は、総会または会誌での報告を行うものとする。

第16条 総会の議事は、一般案件については、委任状を含む出席者の過半数の同意により、本会則の改正、本会の解散や他団体との統合など、本会の存続に関わる重要案件は、同じく三分の二以上の同意により、可決成立とする。

第17条 本会は本会則に反しない範囲において、会務執行に資するため細則を定めることができる。細則は常任理事会の決定によって成立するが、事後に開かれる総会に報告し承認をうけなければならない。

第18条 その他、本会則に定めなき事項は、常任理事会または総会を開催して決定する。ただし、第16条にかかる重要案件を常任理事会で決定する場合は、その後の直近に開催される次の総会の承認を得ることを必要とする。

(付則)

第19条 この会則は平成21年1月1日より施行する。ただし、組織発足に必要な随時適切な行動を確保するための経過措置として、第一回総会の決定があるまでは、発起人会に総会の権能を委任する。

(以上)

会則の改正

<現行>

第13条 総会は年一回開催し、役員を選任、事業方針の決定、会計予算の承認に当る。

(以下、略)

<改正案>

第13条 総会は年一回開催し、役員を選任、事業方針の決定を行い、会計予・決算の報告を受ける。

(以下、略)

## 日本家系図学会 平成 30 年度収支報告書

(平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日見込み)

### 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算	決 算	増 減	摘 要
会費収入 (年会費)	455,000	361,000	△94,000	一般会員 81 名・学生会員 2 名
賛 助 金	30,000	0	△30,000	
広告掲載料	25,000	25,000	0	「姓氏と家系」第 19・20 号掲載
販売収入	30,000	24,394	△5,606	「姓氏と家系」第 19・20 号他
小計	540,000	410,394	△129,606	
前期繰越金	△ 61,510	△ 125,525	64,015	
収入合計	478,490	284,869	△193,621	

### 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算	決 算	増 減	摘 要
会誌制作費	370,000	350,000	△20,000	「会誌」第 19 号・20 号発行 印刷費
事務管理費	6,000	6,000	0	封筒・他 印刷費
通信費	25,000	20,330	△4,670	送料・発送費用(第 19 号・20 号)
例会会議費	0	0	0	
会場使用料	0	0	0	
予備費	20,000	20,000	0	総会案内状・資料等 制作及び通信費、他
雑費	0	0	0	
小計	421,000	396,330	△24,670	
次年度繰越金	57,490	△111,461	168,951	
支出合計	478,490	284,869	△193,621	

上記の通り平成 30 年度会計収支をご報告致します。

平成 30 年 11 月 3 日

事務局長 岸 芳 男

## 日本家系図学会 平成31年度収支予算書(案)

(平成31年1月1日～ 2019年12月31日)

### 収入の部

(単位:円)

項 目	平成31年度予算額	摘 要
会費収入(年会費)	411,000	一般会員91名・学生会員2名
賛助金		
広告掲載料	25,000	
販売収入	25,000	
小計	461,000	
前年度繰越金	△111,461	
差引収入合計	349,539	

### 支出の部

(単位:円)

項 目	平成31年度予算額	摘 要
会誌制作費	350,000	「会誌」第21号・第22号
事務管理費	6,000	事務用品・振込用紙印刷費
通信費	22,470	送料・発送費用(第21号・第22号)
会議費	0	
例会会議費	0	
会場使用料	0	
予備費	20,000	総会案内状・資料等 制作及び通信費、他
雑費	0	
小計	398,470	
次年度繰越金	△48,931	
差引支出合計	349,539	

上記の通り平成31年度収支予算(案)をご報告いたします。

平成30年11月3日

事務局長 岸 芳 男

## 平成31年度 日本家系図学会役員

(平成31年1月1日～2019年12月31日)

会 長	宝 賀 寿 男 (東京都)	
副会長	岸 芳 男 (兼事務局長・東京都)	
副会長	本 郷 和 人 (東京都)	
常務理事	井 澤 康 樹 (岐阜県)	小 佐 々 学 (埼玉県)
	杉 本 圭 司 (東京都)	渡 辺 華 靖 (東京都)
	吉 濱 邦 彦 (東京都)	大 森 一 (東京都・事務局)
理 事	石 崎 健 (東京都)	石 坂 晃 一 (埼玉県)
	岩 城 大 介 (岩手県)	岩 本 卓 也 (神奈川県)
	窪 田 剛 (北海道)	齊 藤 秀 幸 (宮城県)
	西 村 健 二 (三重県)	津 村 又 三 郎 (東京都)
	由 谷 裕 哉 (石川県)	畠 山 一 鶯 (秋田県)
監 事	岸 本 愛 彦 (千葉県)	
	真 野 信 治 (神奈川県)	
顧 問	赤 坂 恒 明 (千葉県・フフホト大学 教官)	



## 日本家系図学会 平成 29 年度収支決算書

(平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日)

### 収入の部

(単位: 円)

項 目	予 算	決 算	増 減	摘 要
会費収入 (年会費)	435,000	365,000	△70,000	個人 73 名 × ¥ 5,000
賛 助 金	30,000	0	△30,000	
広告掲載料	25,000	25,000	0	「姓氏と家系」第 17・18 号掲載
販売収入	30,000	21,450	△8,550	「姓氏と家系」第 17・18 号 他
小計	520,000	411,450	△108,550	
前期繰越金	△ 92,496	△ 139,896	47,400	
収入合計	427,504	271,554	△155,950	

### 支出の部

(単位: 円)

項 目	予 算	決 算	増 減	摘 要
会誌制作費	370,000	350,000	△20,000	「会誌」第 17 号・18 号発行 印刷費
事務管理費	6,000	6,000	0	封筒・他 印刷費
通信費	25,000	21,079	△3,921	送料・発送費用(第 17 号・18 号)
例会会議費	0	0	0	
会場使用料	0	0	0	
予備費	20,000	20,000	0	総会案内状・資料等 制作及び通信費、他
雑費	0	0	0	
小計	421,000	397,079	△23,921	
次年度繰越金	6,504	△125,525	132,029	
支出合計	427,504	271,554	△155,950	


上記の通り平成 29 年度会計収支決算書をご報告致します。


平成 29 年 12 月 31 日

事務局長 岸 芳 男

会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

平成 29 年 12 月 31 日

会計監査 岸 本 愛 彦 

会計監査 真 野 信 治 

## 戦国期佐竹氏家臣研究と系図

日本大学文理学部人文科学研究所研究員

千葉 篤志

### はじめに

#### 1、戦国時代

- ・開始：応仁の乱（1467）
- ・関東：享徳の乱（1454）

#### 2、戦国大名の家臣の研究

- ・戦国大名の登場：自分の領地を一元的・排他的に支配する権力体。
- ・戦国大名の権力構造の解明：大名に従う存在という前提。
- ・戦国大名権力の相対化：戦国期社会論の影響。時代状況・社会状況に影響を受ける戦国大名の実像。

### I 佐竹氏

#### 1、平安～鎌倉期

- (1) 平安時代中期：源義家の弟である義光が関東に下向。以降子孫が常陸を中心に分布。
- (2) 12世紀後半：治承・寿永の内乱では、最初は平家方に属すが、金砂合戦で源頼朝の軍勢に敗北。
- (3) 12世紀末期：奥州合戦で頼朝軍に合流 扇を下賜される。

#### 2、南北朝～室町期

- (1) 南北朝期：常陸国内の北朝方（足利方）の中心 常陸守護職に就任。
- (2) 佐竹義憲が越後上杉氏から養子入り→応永14年（1407）に山入の乱が発生。
- (3) 山入の乱以降、「五郎六郎合戦」など、一族間紛争が長期化。

#### 3、戦国～江戸初期

- (1) 佐竹義舜による山入の乱の終息・常陸太田への帰還（永正元年〔1504〕）
- (2) 佐竹義篤による部垂義元の乱の鎮圧・陸奥国高野郡への進出（享禄2年〔1529〕～永禄年間）
- (3) 永禄年間～天正年間の佐竹義昭・義重による勢力拡大（常陸国南部・陸奥国南部・下野国）
- (4) 天正年間～慶長7年（1602）の佐竹義宣による豊臣政権への服属・秋田転封

⇒平安時代から続く河内源氏の一族であり、南北朝～室町期に常陸守護となって台頭。

長期に渡る一族間の抗争を経て、常陸北中部を拠点に周辺地域に勢力を拡大。

統一政権へ服属する中で、常陸から秋田への転封を経験。

## II 戦国期佐竹氏研究の概略

### 1、戦国期佐竹氏の研究

- (1) 1960年代～1970年代：戦国大名・豊臣大名の一事例（福島正義氏・藤木久志氏など）
- (2) 1980年代～1990年代：典型的戦国大名とは異なる東国の地域権力（市村高男氏）
- (3) 1990年代～2000年代：権力構造の実態研究（佐々木倫朗氏・今泉徹氏など）
- (4) 2010年代以降：実態研究のさらなる展開
  - ①政治動向の研究：甲斐武田氏、常陸小田氏、白河結城氏など、他大名との政治的関係の検討
  - ②関係史料の研究：起請文、書札礼書、自治体史に未収録の史料の紹介・検討
  - ③家臣や従属領主の個別研究
    - ・和田氏、岡本氏、大和田重清、真崎氏、山尾小野崎氏、額田小野崎氏、真壁氏、船尾氏、美濃佐竹氏（馬場氏）など

→戦国大名の実態を解明する研究動向の中で、家臣や一定度の独立性を保ちながら佐竹氏に従属する領主の個別実証的な研究が進む。

### 2、佐竹氏家臣についての研究

#### (1) 福島正義（1960年）

- ・「康応記録」（戦国期に写書された室町期の由緒書）により、佐竹氏家臣団は4グループに分れる。
  - ①一家・一門・家子：惣領家から分立した一族衆。
  - ②譜代：佐竹氏本領の常陸国奥七郡の国人領主。通称「地之譜代」。  
鎌倉期から佐竹氏と封建的主従関係を結び、その中から宿老を選ぶ。
  - ③外様：譜代以外で新たに佐竹氏に従属した常陸国内の領主（常陸守護と関連）。
  - ④牢人：他国から佐竹氏に従属した者。

#### (2) 市村高男（1994年）

- ・佐竹氏当主の発給文書の分析により、佐竹氏の権力編成は軍事指揮権による個々の領主の人的掌握（「洞」）であり、佐竹氏権力の中核は2グループに分れる。
  - ①佐竹一家：本宗家当主の分身的存在。北・東・南家。
  - ②本宗家側近家臣：本宗家当主の家産官僚。宿老は側近の筆頭。未組織。①より一段下。  
役割（当主の意志の伝達、本宗家直轄領の管理、家臣・旗下領主の指南・軍事）

#### (3) 今泉徹（2002年）

- ・福島・市村両氏の論を再検討。2点の書札礼書（天正14年・天正16年）から、佐竹氏の家格制による佐竹氏の権力中核は2グループに分れる。
  - ①御一家中：北・東・南を最高位とする一族衆、「御一家」扱いになった国人領主（江戸氏、大塚氏など）、国人領主の家を継いだ佐竹氏一族（山能小野崎氏など）。

②近進中：宿老を筆頭とする譜代家臣、譜代家臣化した一族衆（大山氏庶流、真崎氏など）。

- ・実態に合った家格制を採用して国人を「同じ家に属するもの」として掌握。
- ・当主の権限強化を目的として、宿老の政治的地位が三家と並ぶ程に上昇。特に、宿老の地位が家格となり、家柄だけではなく、実績に応じて宿老に就任する現象が見られる。

#### (4) 佐々木倫朗 (2014年)

- ・市村氏以降の研究状況を踏まえて再検討。
- ・家臣層が当主の統治権を分掌した結果、家臣層が上層と下層に分化。
- ・上意伝達組織がある程度に成立している。
- ・佐竹氏家臣の中でも、宿老層の政治的地位が上昇して、家産官僚とは言い切れない影響力を持つ存在として活躍。

⇒家臣の個別的な検討が課題：実態解明のさらなる深化を目指す

### III 事例

#### 1、小貫頼久

##### (1) 概要『戦国人名辞典』：吉川弘文館、2006年

- ・生年未詳～慶長8年（1603）。小貫伊勢守頼俊の子。実名は頼安、後に頼久と改める。仮名は清三郎。官途は佐渡守、後に大蔵丞と改める。
  - ・小貫氏は、小野崎氏から分かれた佐竹氏の譜代家臣で、頼久は、一族の中心として活動。永禄～天正年間に上杉、武田、蘆名、伊達氏などの外交で名前が見られる。
  - ・文禄4年（1595）7月～8月、佐竹義宣が領国内に大規模な知行宛行を実施した際に、和田昭為、人見藤道と共に、知行宛行状の奉者として名前が見られる。
- 佐竹氏家臣団の中でも、上層である宿老に位置付けられる人物。

##### (2) 系図上の記載について

- ・系図①：常陸家譜（寛文年間）「大蔵大輔 頼久」
- ・系図②：元禄家伝文書「頼行<sup>佐渡守</sup>—頼久」
- ・系図③：諸士系図（正徳年間）  
「頼行 佐渡守 法名道孝」—「頼久 初名清三郎 後改大蔵 法名香山」
- ・系図④：小貫氏系図（文化年間）  
「頼行 兵庫助 法諱道孝」  
「頼久 初頼安 清三郎 佐渡守 大蔵大輔 後大蔵丞ト更」

→頼行：頼久の父または兄。

官途「佐渡守」：頼行または頼久が名乗る。

### (3) 古文書上の記載について

- ・花押①：小貫佐渡守頼安。天正6年。
  - ・花押②：小貫大蔵頼久。関ヶ原合戦（慶長5年）前の慶長年間。
  - ・史料①：多賀谷重経書状写。天正15年。「小貫佐渡守」の存在。
- 天正年間後半まで「小貫佐渡守」が存在。その後に、小貫大蔵頼久が史料上で確認できる。  
改名、代替り、別人の可能性あり

### (4) 小貫蔵人（のちに石見）の存在

- ・史料②：上杉輝虎書状。永禄末年頃か。
- ・元禄10年6月25日の小貫与惣兵衛の覚書
- ①与惣兵衛の先祖の小貫佐渡守に上杉輝虎公から御書が下されたが、何らかの経緯によって、現在は湯沢給人である小川又兵衛が所持している。
- ②与惣兵衛の曾祖父は蔵人といい、佐渡守の嫡子である。小田原合戦で功績を上げ、褒美に十文字槍と証文をいただき、名を石見と改めた。
- ③その証文を始めとする他の証文は、隣家の川合惣内による出火が原因で消失したので、祖父である惣兵衛の代で紛失したが、十文字槍だけは現在も持っている。

→佐渡守—蔵人（石見）—惣兵衛—○—与惣兵衛

- ・系図⑤：小貫俊通（頼久の）の弟の佐渡介通茂
- ・系図⑥：横手給人の小貫蔵人家の祖である小貫佐渡介通茂（のちに石見守）
- ・系図⑦：通茂（佐渡守・石見守）—頼長（蔵人・石見）—頼通—（清五郎・惣兵衛）—頼連（清五郎・与惣兵衛）—頼愛（松千代・伝之助・与惣兵衛）
- ・文禄年間に佐竹義宣の家臣に「小貫蔵人」：直轄領の管理など。

→史料②の佐渡守は、小貫通茂か。あるいはその子の蔵人か。

⇒系図と古文書を比較すると、「佐渡守頼安」と「大蔵頼久」は別人物の可能性はある。

## おわりに

### 1、個々の家の事情

- ・小貫氏：頼久以降の当主は、藩主から咎めを受けて自害。  
系図作成時に詳細な記述は難あり（家の不名誉）。
- ・火事などの災害で古文書が焼失：秋田転封以前の歴史が不明確な可能性あり。

### 2、江戸時代の藩祖顕彰

- ・藩祖である佐竹義宣との関係が家臣の各家にとって重要
- ・複数の系図の作成：自分の家の祖の一族の中の位置付けを確認。間接的に藩主の家との繋がりを主張。

## ※参考文献

『戦国人名辞典』（吉川弘文館、2006年）

『常陸太田市史編纂史料』十九 佐竹家臣系譜（1983年3月）

市村高男『戦国期東国の都市と権力』（思文閣出版 1994年10月）

佐々木倫朗『戦国期権力佐竹氏の研究』（思文閣出版 2011年3月）

福島正義「東国における戦国大名領の成立過程～常陸国、佐竹氏の場合～」(『史潮』71号 1960年)

藤木久志「豊臣期大名論序説～東国大名を例として～」(『歴史学研究』287号 1964年4月)

(のちに同著『戦国大名の権力構造』所収 1987年2月)

市村高男「戦国期東国における在地領主の結合形態～『洞』の検討を通して」

(『歴史学研究』499号 1981年, のちに同著『戦国期東国の都市と権力』所収 思文閣出版

1994年10月)

市村高男「戦国期常陸佐竹氏の領域支配とその特質」

(同著『戦国期東国の都市と権力』所収 思文閣出版 1994年10月)

今泉徹「戦国大名佐竹氏の家格制」(『國史学』177号 2002年5月)

佐々木倫朗「戦国期権力佐竹氏の家臣団に関する一考察～側近・奉行人層の分析を通じて～」

(『大正大学大学院研究論集』38号 2014年3月)

## 戦国期佐竹氏家臣研究と系図・追加

日本大学文理学部人文科学研究所研究員

千葉 篤志

### III 事例

#### 2、真崎兵庫助義伊（宣伊・宣治）

※佐々木倫朗「真崎義伊（宣伊・宣治）に関する一考察」

（『栃木県立文書館研究紀要』第16号、2012年）参照

##### （1）真崎氏

- ・佐竹氏の一族。常陸国久慈郡真崎（現在の茨城県東海村）を名字の地とする。
  - ・太平洋に面した真崎城を本拠地としたことから、太平洋岸の水運を掌握していた。
  - ・戦国期：真崎義直、義保、重宗、宣広が佐竹氏家臣として活動。
- 佐竹氏の一族で、譜代家臣化した家。

##### （2）3つの系図における相違点について ※7・8

- ・真崎義保の死亡時期

寛文「真崎氏系図」：元龜4年（1573）の南摩の戦い

元禄「真崎氏系図」：天正5年（1577）7月の関岳の戦い

「佐竹分流系図・真崎」：天正5年7月か元龜4年の併記

→「東州雜記」：天正5年7月に関岳の戦いで真崎下総守が戦死

天正5年7月16日の佐竹義重官途状：関山（関岳）での戦功により茂木大学助に官途を与える

⇒義保は天正5年7月の関岳の戦いで死亡

- ・真崎彦三郎と重宗の存在

寛文「真崎氏系図」：彦三郎＝義保。重宗は義保の弟。

元禄「真崎氏系図」：彦三郎（兄）と重宗（弟）は、義保の子供。

彦三郎は元龜4年の南摩の戦いで戦死。

「佐竹分流系図・真崎」：彦三郎＝義保。重宗は義保の弟。

→義保の死亡年月から考えると、彦三郎は重宗の兄で、元龜4年に死亡

⇒3つの系図のうち、元禄「真崎氏系図」が戦国期の系譜関係を示している

##### （3）真崎重宗の存在について ※8・9

- ・同時代史料では名前が確認できない。
- ・該当者：真崎兵庫助義伊（宣伊・宣治）
- ・「大和田重清日記」：「兵」・「真兵」＝真崎兵庫助義伊

霜月26日条：「真兵」の息子の「おかこ」と「与五」が元服

→元禄「真崎氏系図」では、重宗は南摩の戦い（元龜4年）の時に16歳

「大和田重清日記」の記載は文禄2年=重宗の子の宣広（おかこ）は14歳  
⇒系図上の重宗に当たる人物は、実際には真崎兵庫助義伊（宣伊・宣治）  
実際の重宗に該当する人物は、兄の彦三郎か。

### 3、和田昭為

#### (1) 概要（『戦国人名辞典』：吉川弘文館、2006年）

- ・享禄4年（1531）～元和4年（1618）8月6日。
  - ・佐竹氏の宿老。佐竹義昭、義重、義宣の3代に渡って仕えた重臣。
  - ・石井豊前守為忠の子：石井氏は常陸国依上保に勢力を持つ在地武士。
  - ・和田大隅守為秀の養子となる：和田氏は鎌倉時代から佐竹氏に臣従した家。
- 佐竹氏が依上保の在地勢力を取り込むにあたり、伝統のある家臣の家に養子入りさせ、佐竹氏当主を支える新たな家臣団の創出

#### (2) 和田氏

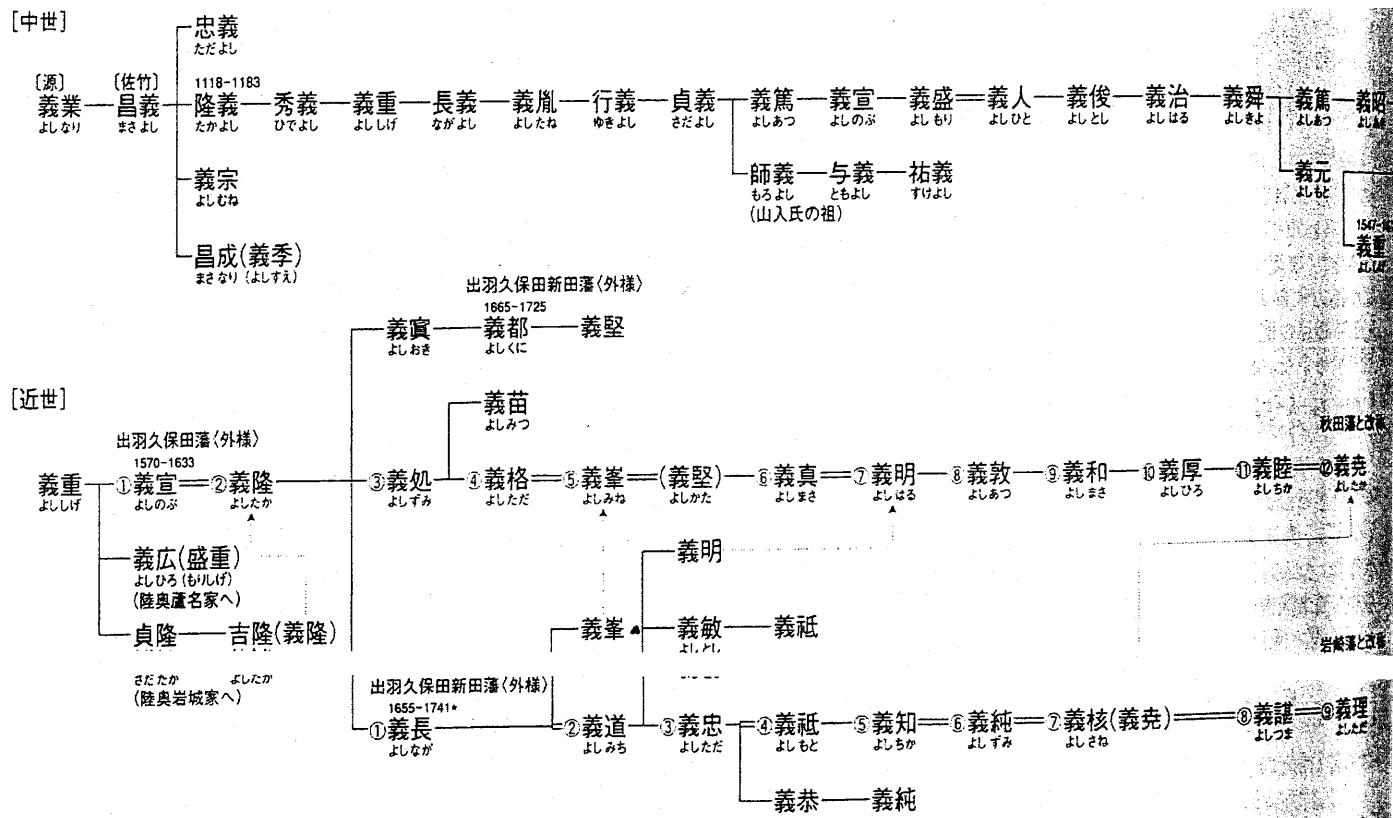
- ・平姓三浦氏流。源頼朝の御家人である和田義盛は、鎌倉幕府の初代侍所別当。
  - ・和田昭為が継承した和田氏：義盛の甥である和田胤長の子孫と言われる。
  - ・和田胤長：和田一族を代表する弓の名手。  
建保元年（1213）2月に源実朝を廃そうとした謀反容疑で捕えられ、陸奥国岩瀬郡鏡田（現在の福島県鏡石村）に配流された。同年5月に和田義盛の乱が勃発。
- ※10：常陸家譜・元禄家伝文書には、先祖の表記あり。  
正徳の「諸士系図」では、和田大隅守から始まる。

#### (3) 系図における和田胤長の存在意義

- ・常陸国と和田氏の関係  
常陸国佐都：常陸国佐都郡。和田義盛の旧領があった。和田義盛の乱に没収される。（「吾妻鏡」）  
常陸国塩籠荘（茨城県東茨城郡城里町）：和田胤長の旧領と言われている（『岩瀬村史』）。
  - ・「白河風土記」所収の佐竹義久感状写（『福島県史料集成』第四輯）  
佐竹義久感状一通（近藤伝蔵所持）  
伝蔵先祖は和田大隅守と云て、棚倉城の近辺赤館に居る大隅守が孫玄蕃允へ佐竹義久よりの感状一通を持ち伝ふ左に載す  
今度、於大平城、敵を討捕走迫り、神妙之至り、因之、官達之事、御心得候者也  
天正十七年六月八日 義久（花押影）  
和田玄蕃允殿へ
- 常陸国北部・陸奥国南部に和田氏と関係する地名や一族の存在。  
⇒和田氏が戦国時代に佐竹氏当主によって取り立てられた家であることに関して、佐竹氏の本拠地である常陸国北部、戦国時代に進出していった陸奥国南部と和田氏の関係性を示す



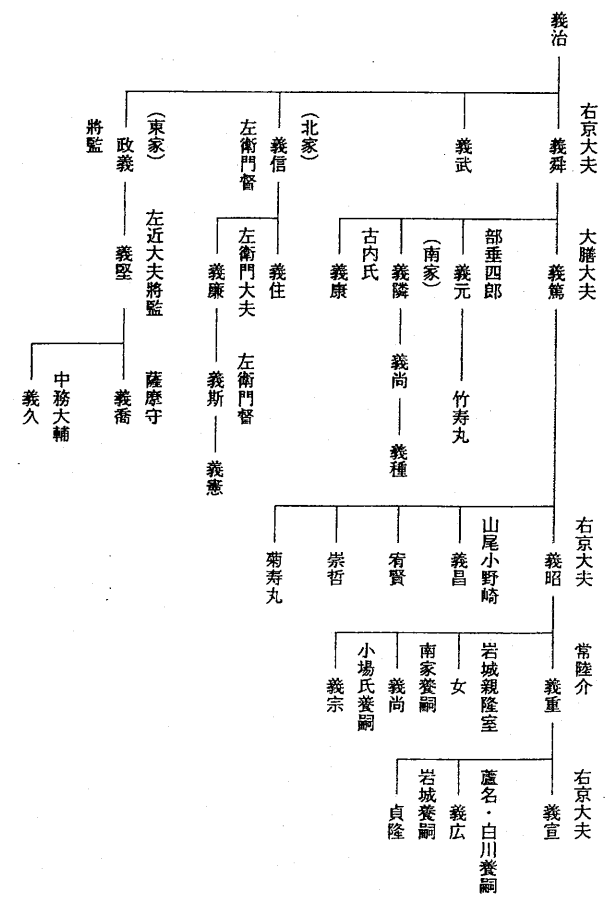
※1 佐竹氏略系図 (『日本史諸家系図人名辞典』)

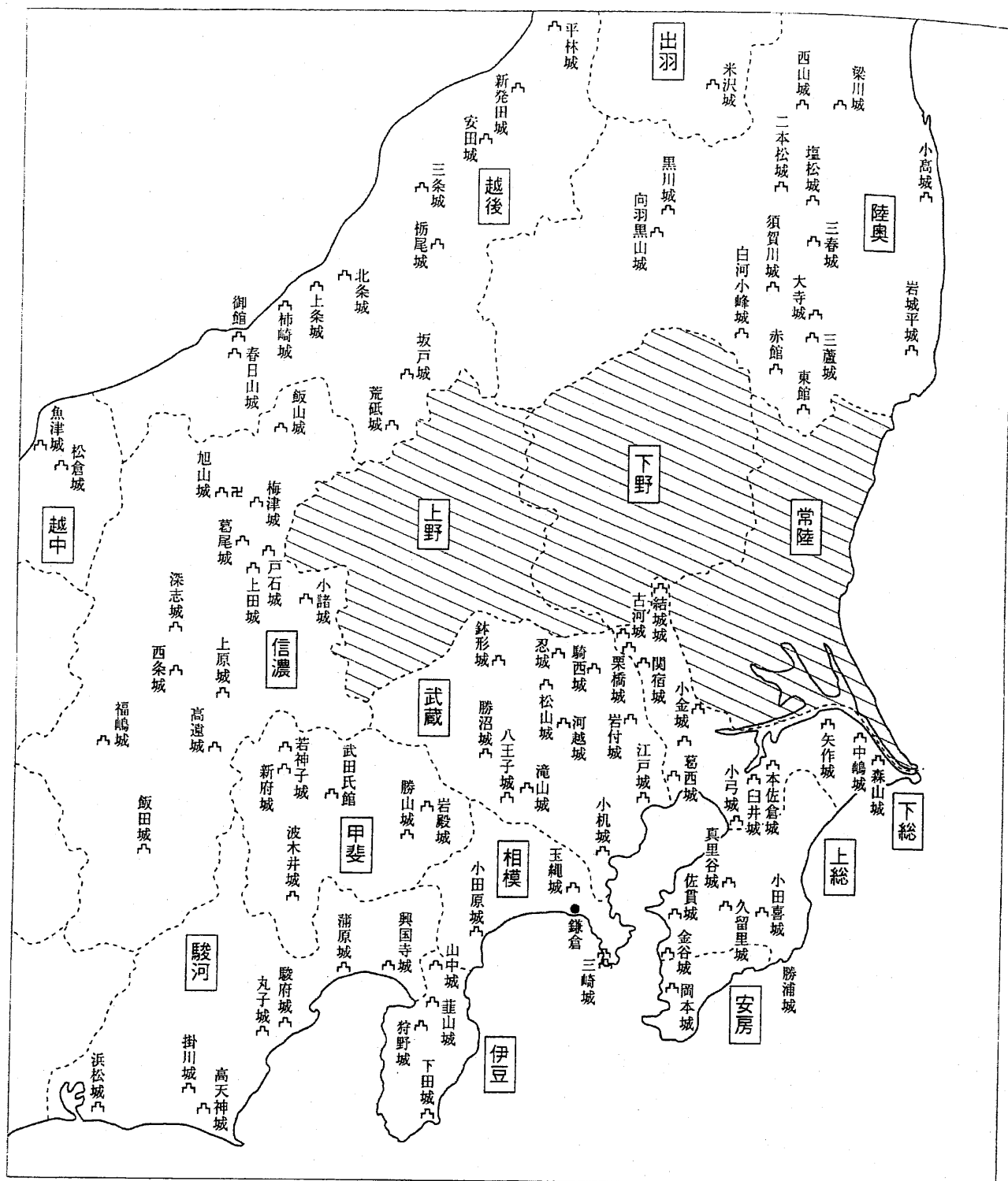


※2 戦国期佐竹氏関連系図

(佐々木倫朗「戦国期権力佐竹氏の南奥支配の構造～東家義久の活動の位置付けを中心として～」)

『年報日本史叢』1995 1995年12月)



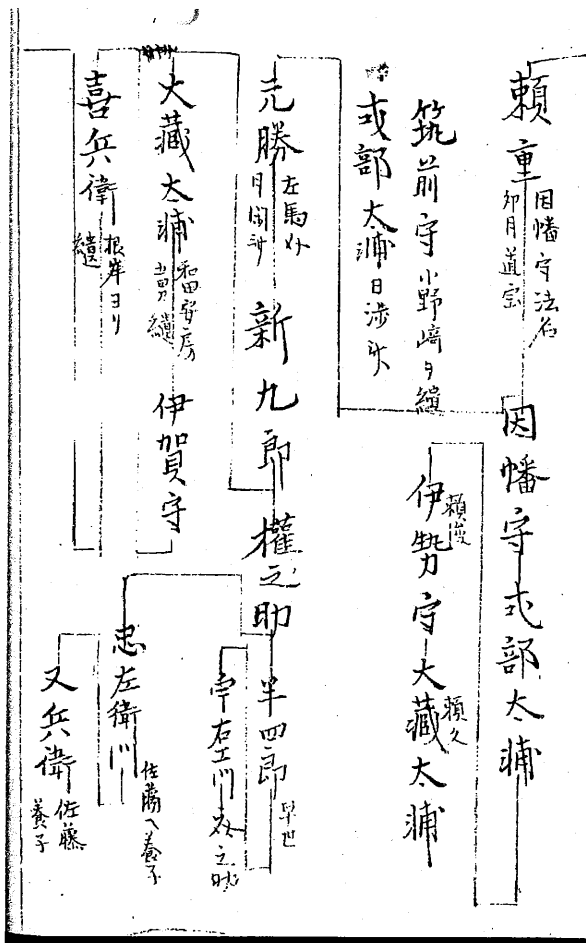
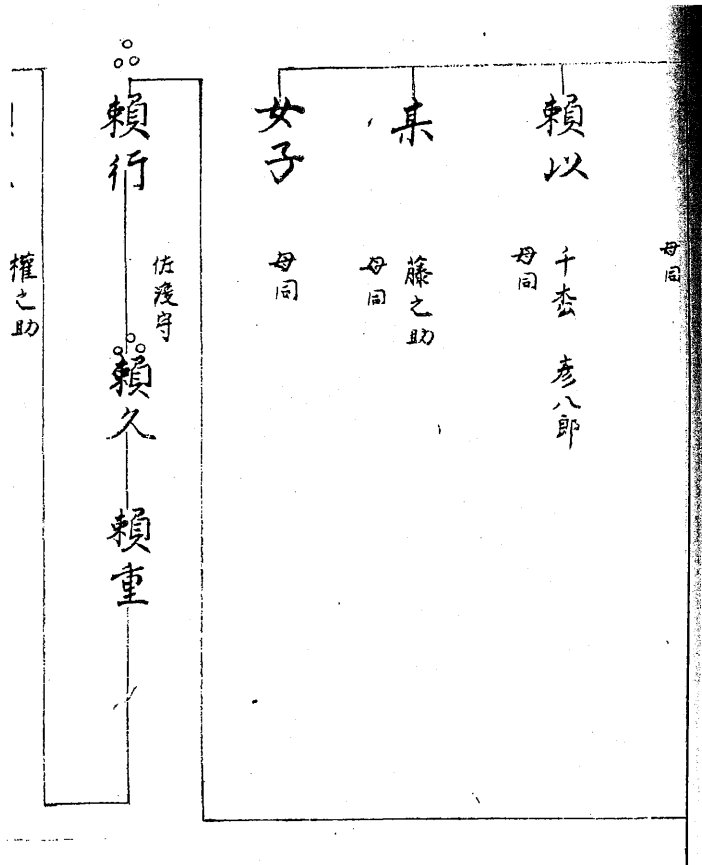


1—東国の主要城郭の分布 (16世紀。上野、下野、常陸は前頁に掲出。)

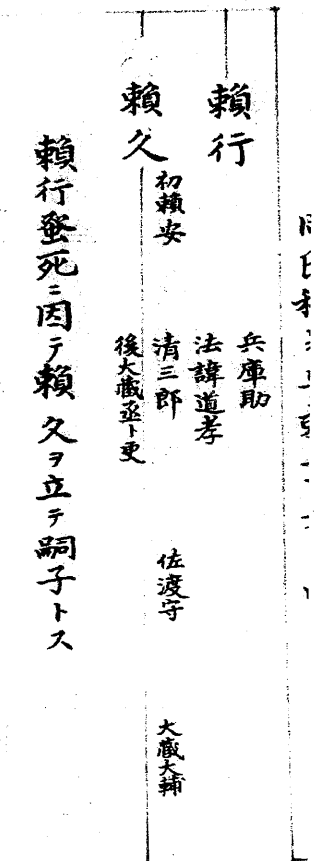
※4 地図② (市村高男『東国の戦国合戦』〔戦争の日本史10、吉川弘文館、2009年〕)



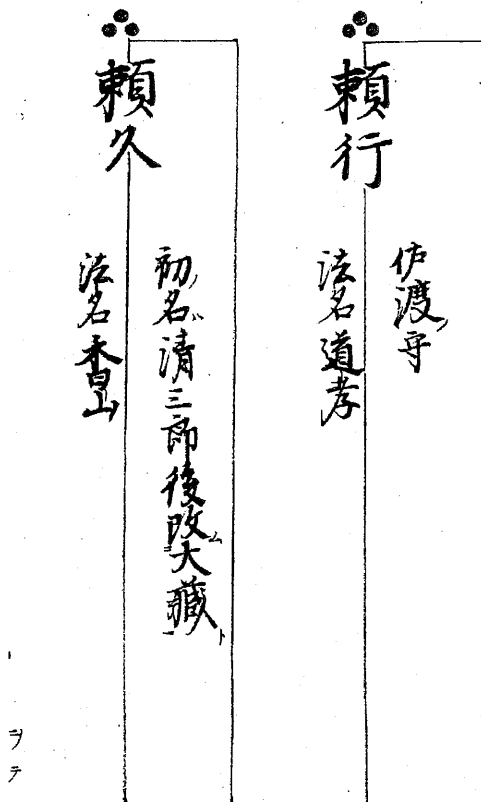
小貫氏・系図② (「元禄家伝文書」)



小貫氏・系図④ (「小貫氏系図」)



小貫氏・系図③ (「諸士系図」)



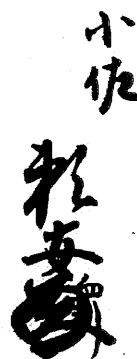
花押②：小貫大蔵頼久

(千秋文庫所蔵文書)



花押□：小貫佐渡守頼安

(秋田藩家蔵文書 2 5)



史料□：上杉輝虎書状

(阿保文書、『茨城県史料』中世編□)

史料□：多賀谷重經書状写

(秋田藩家蔵文書 1 7、『茨城県史料』中世編IV)

不被違約、去五日義重出張之由、併其方豫故與感悦ニ候、陣所何方  
 ニ候哉、菟角ニ早ニ有同陣、萬端意見候様ニ諷諫任入候、爲其爲迎  
 開發中務丞差越候、猶巨細彼口上ニ含候間、不能一二候、恐ニ謹言  
 正月七日  
 輝虎(花押)  
 小貫佐渡守殿

六一 上杉輝虎書状

追而梅江齋・和田安房守五も可申候へ共、返札可爲遣作候間、無其儀候、  
 其方心得頼入候、以上

二 多賀谷重經書状寫

「多賀谷修理亮重經書」  
 (大森藩)江戸(武蔵) 今度府中・江戸間趣、爲御饗筑與、御北・東御半途、拙者事。晴朝  
 爲代官一兩度罷越候段、被及聞食、御悦喜之由、急度被仰下候、且  
 者過分至極、且者御隔心之至奉存候、萬端重而可申述候條、奉省略  
 候、恐ニ謹言  
 \* 老天正十五年也

多賀谷

重經(花押影)

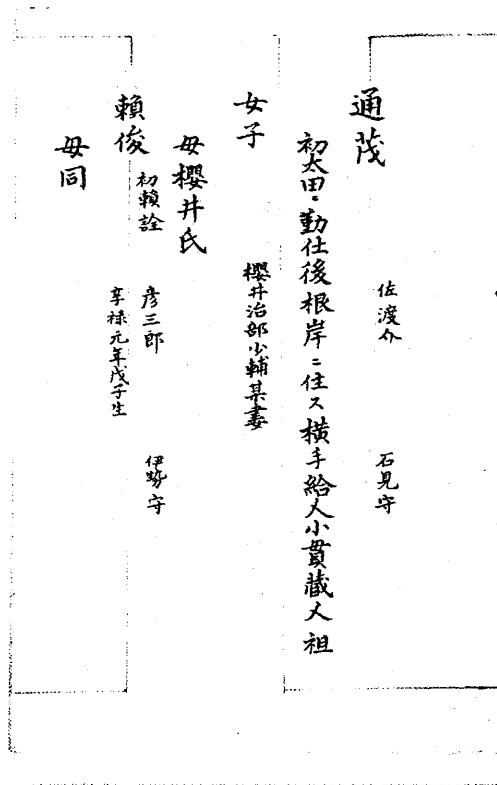
霜月十日

小貫佐渡守殿

系図⑥：小貫佐渡介通茂

(「小貫氏系図」：文化年間)

系図⑤：小貫佐渡介通茂 (「諸士系図」)



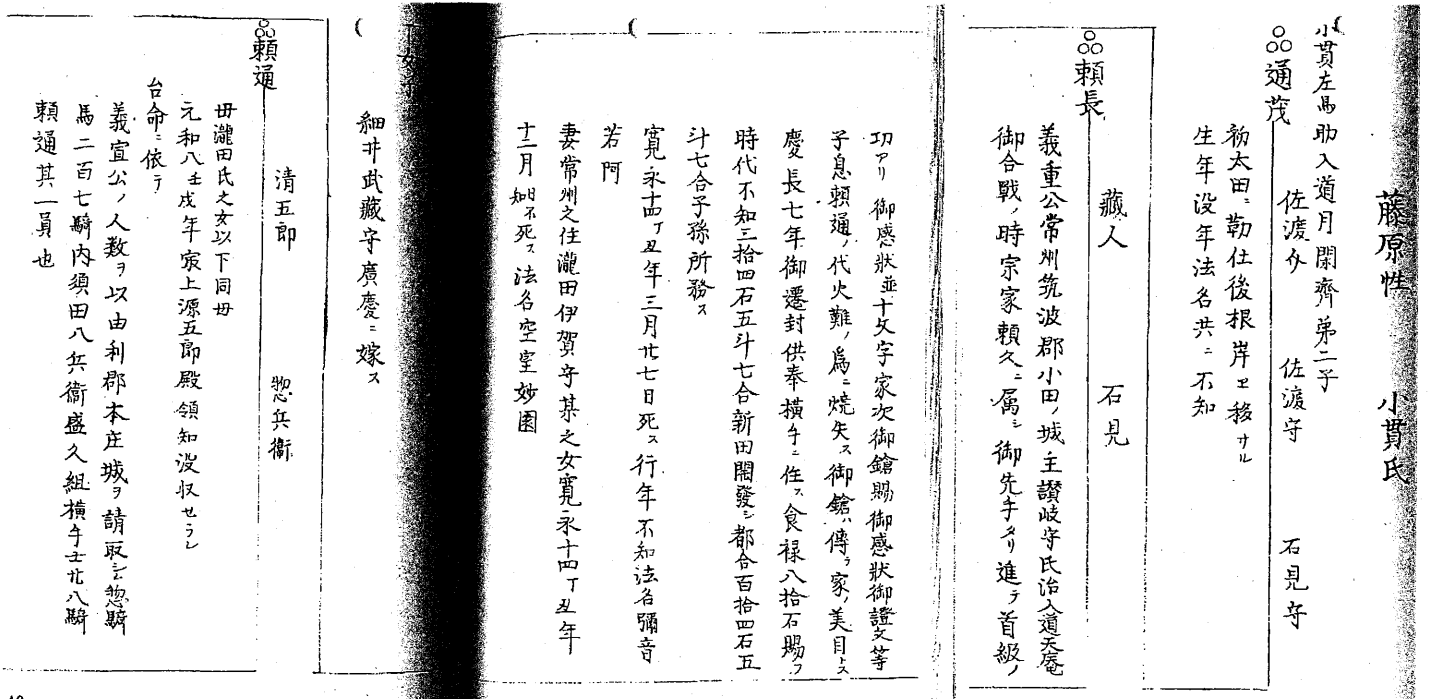
通茂

佐渡介

教次不避矢石擊殺尤多遂縱火焚城自殺三十二歳可謂見危授命者也殘兵或自殺或戰死時亨

祿二年十月二日也

系図⑦：小貫藏人家の系図 (「系図」：文化2年)



寛永六己巳年五月廿三日死ス行年不知法名松室道音  
妻小野大和守義繼之女寛永十甲戌年九月廿一日  
死ス法名宗眞妙敏宗

久茂

勘兵衛

父頼長閑居、後御知行四拾五石并領ス久茂ニ讓之  
閑居跡トシ別ニ令勤仕初横手ニ住ス後久保田ニ  
遷サレ 小貫九兵衛頼一祖

女子

行岡權右衛門某ニ嫁ス

女子

横手給人小勝左衛門兵衛信秋ニ嫁ス

女子

横手給人河會九郎兵衛愛當ニ嫁ス

繼沖

惣太郎

彦左衛門

母小野氏之女以下同母

小野彦左衛門繼長之嗣ト爲ル

品頼連

清五郎

與惣兵衛

明暦三丁酉年五月十日死ス行年不知法名性翁見心

女子

妻横手給人行岡對馬政道女延寶貞九辛酉年九月  
十八日死ス法名明室窓鏡

横手給人滑川頼母通秀ニ嫁ス

品頼愛

松千代

傳之助

與惣兵衛

正保元甲申年不知生

母行岡氏之女以下同母

代々澁江氏ノ指南スリ父頼連、遺跡無御相違  
被下置、由 御意之旨明暦三年六月七日澁江

延寶四年指南被召上戸村十太夫組下被仰付代々  
出仕繼目於久保田

御前江被召出 御盃頂戴ノ例無紛之旨澁江守  
右衛門隆光脚カラ以書簡ヲ贈ル

元禄十五年壬午二月廿六日閑居ス  
正徳三癸巳年九月十八日死ス行年七十歳法名一翁宗的

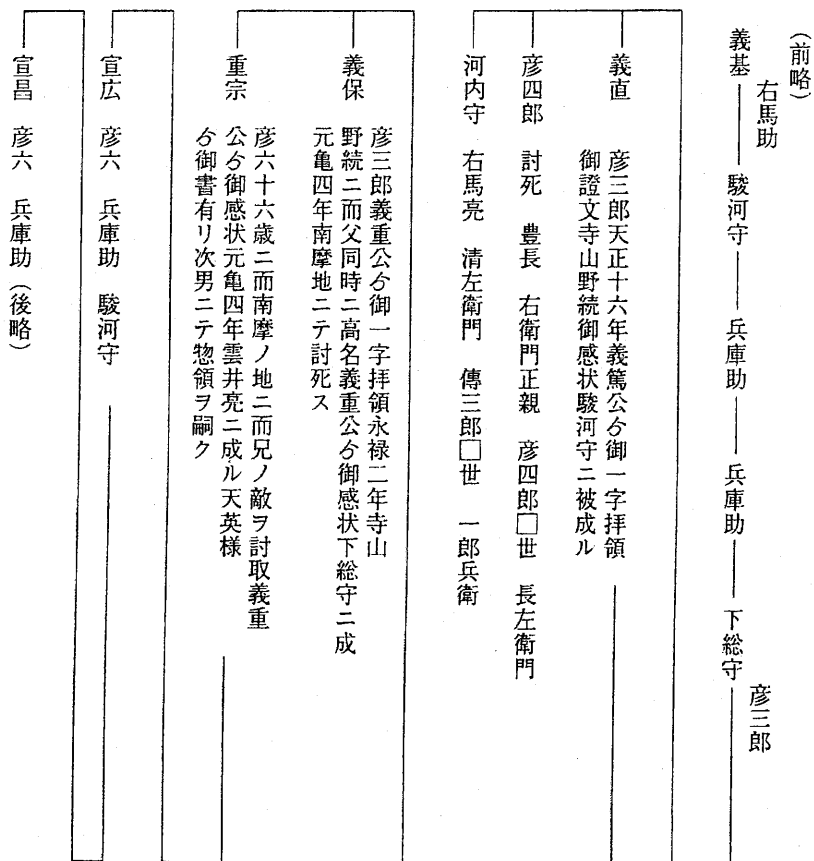
妻角館給人常代源兵衛常照女天和三癸亥年五月  
晦日死ス法名花庭芳菊

政秘

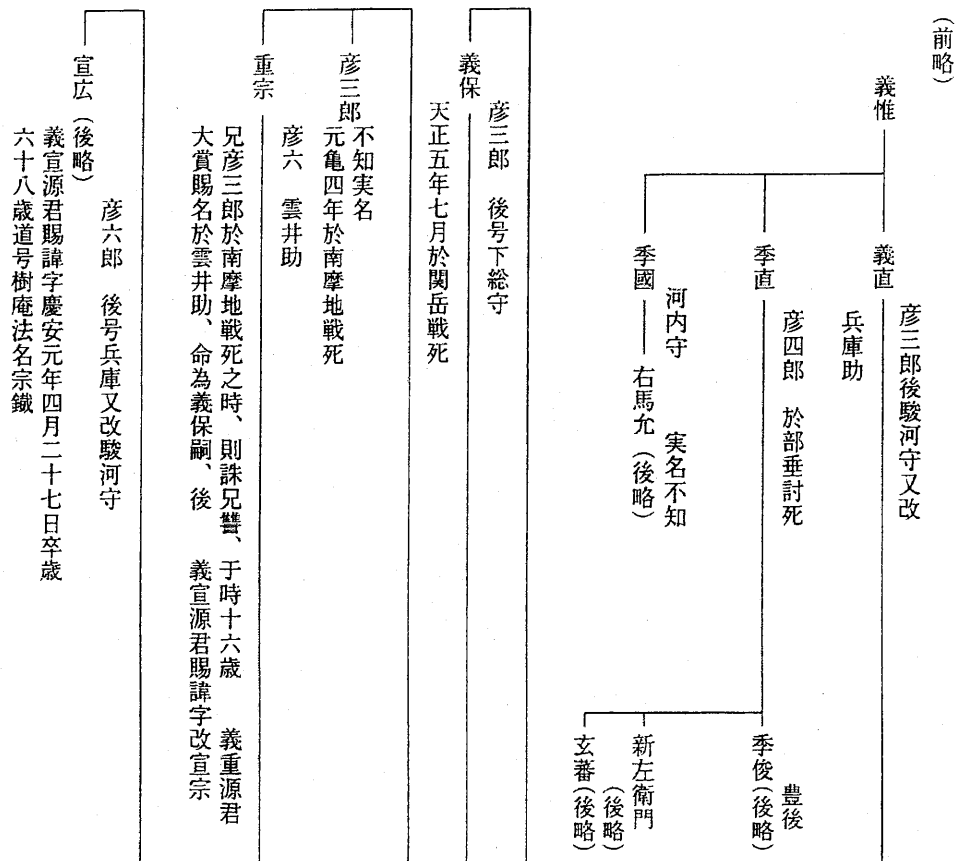
源五

横手給人行岡左太夫政博嗣ト爲ル

①寛文五年七月四日真崎隆紀作成「真崎氏系図」



②元禄十年十二月十六日真崎處純作成「真崎氏系図」





③「佐竹分流系図 酒出・今宮・宇留野・真崎・小田野・小瀬」

真崎氏（中略）

駿河守

彦三郎 兵庫助 駿河守

義惟

義直

永正十六年己卯

大膳大夫義篤公名ヲ賜フ 奥州寺山野統ニ於テ戦功アリ 関信公感書ヲ賜フ

彦四郎

○某 天文八年己亥七月七日常州部乘ニ戦死

○某 河内 右馬亮

寛永二年乙丑九月二十八日死ス

○某（後略） 新左衛門

○某（後略） 豊後

義保

彦三郎 下総守

永禄二年己未関信公名ヲ賜フ、奥州寺山野統ニ於テ戦功アリ、公感書ヲ賜フ、天正五年丁丑七月関岡ニ戦死  
或相傳テ元龜四年癸酉天正元年野州南摩ニ戦死スト云

重宗

兵庫助

兄戦死シテ嗣トナル、相傳ヘテ云、元龜四年癸酉兄義保戦死ス、重宗即其誓ヲ撃テ首級ヲ得タリ、時二十六歳ト 関信公感書ヲ賜テ雲井助ト称ス、天正十九年辛卯 天英公名ノ一字ヲ賜テ宣宗ト改ム  
文禄元年壬辰朝鮮征伐ノ時、公ニ從テ肥州名護屋ニ在陣、翌年癸巳六月十五日朝鮮渡海、後年公命シテ相トス

宣廣

駿河

小字加五 彦六 兵庫助  
文禄二年癸巳十一月二十六日東中務大輔義久首服ヲ加フ、天英公名ノ一字ヲ賜フ、慶安元年戊子四月二十七日卒ス  
六十八歳道号樹庵法名宗藏

（後略）

某

與五

表 「大和田重清日記」にみる真崎兵庫助の健康に関する記載

日付	記載文言
六月十一日	兵にて菅隠出合、兵機合わるし
六月十二日	兵へ東呼出合、脉直る
閏九月十九日	前筑同心に兵へ参、平臥座之間にて被合
閏九月廿九日	御城へ御出の間直に兵へ参、小掃・滑兵・相源迄孫八・近藤以下出合語、灸所有て機合好とあり、餅酒あり
十月二日	兵へ参、桃・宇源・東呼入御、酒あり、兵機合能なる
十月三日	兵へ参、機嫌よし、江隠・兵部・小野和・真豊・岩民以下出合餅酒あり
十月四日	兵へ参、大讚・山信・兵部・相主・豊出合、江隠入来、機合半吉也
十月六日	兵へ参、機嫌吉、片讚出合、右近殿・江隠・山石・和州・山石伊真藏・滑兵・松上・真豊・関民・卯伊弥其外出合すいせんあり、酒品々あり
十月七日	兵参、小金吾・江隠・彦・豊・和州出合、灼所へきに二ヶ所被居、機嫌好
十月九日	直二兵へ参、機相悪て申入て帰
十月十六日	夜中兵へ参、機合不勝付帰
十月十八日	兵へ参、徳也・前筑・豊・小掃出合、機嫌よし
十一月九日	真兵へ鈴一双蛤五十持参、ヲカコ殿ヘタカノ鈴三から進、兵機嫌好てをきて被合
十一月十日	直二兵へ立寄、寝らる、云付兩人共二帰
十一月十二日	兵へ直に参、機嫌好、兵部同心に房州へ上意之旨申渡テ帰
十一月廿四日	兵庫殿へ礼に参、少機合悪し
十二月十八日	兵へ参、被寝付帰
十二月廿五日	帰に直に兵へ参、機合わるし、誓語て帰
十二月廿九日	直に兵へ参、虫気にて散々之躰也と雑談あり

系図上においては天正期に活動する真崎氏の中心的人物である兵庫助を重宗（宣宗）であることを整理した。本節では、同時代の史料に現れる真崎兵庫助とその周囲について検討を加えて行くことにする。

第一節でも触れたように、一次史料においては、天正期に真崎氏の中で兵庫助と称して文書を発給する人物として、真崎義伊があげられる。以下、義伊に関する文書として重要と考えられる史料を提示しておく。

史料D

貴札過分之至存候、当口別而無相替儀候、近日白川口へ可被及御調儀之由候、那須上庄之各、御当方へ無二被申合候、白筋之御備方可御心安候、小場・石塚無際限御陣勞二候、毎事御帰馬之上、可申上候条、不能具候、恐々謹言、

真兵

二月十日

義伊（花押影）

小場御中城

貴報<sup>(18)</sup>

史料E

改年之為御祝儀、卷数并一種被進候、目出度珍重二候、万吉令期永日時分候、恐々謹言、

壬正月十五日 兵庫助義伊（花押）

謹上 鹿嶋神主殿

御報<sup>(19)</sup>

史料F

御折紙具令披見、本望之至令存候、仍卷数并柑子一籠被懸御意、目出度珍重二候、尚来春可申宣候、恐々謹言、

追啓、御神領之儀、何様各談合可申候、委細重而可申達候、以上

史料G

御札忝令存候、無何事 屋形様御帰国、我等事も御供仕候、定而可為御大慶候、将亦御卷数并柑子一籠被懸御意候、目出度珍重候、恐々謹言、

真兵

閏九月廿日 宣治（花押）

鹿嶋神主殿

御返報<sup>(20)</sup>

史料H

宣

天正十九年

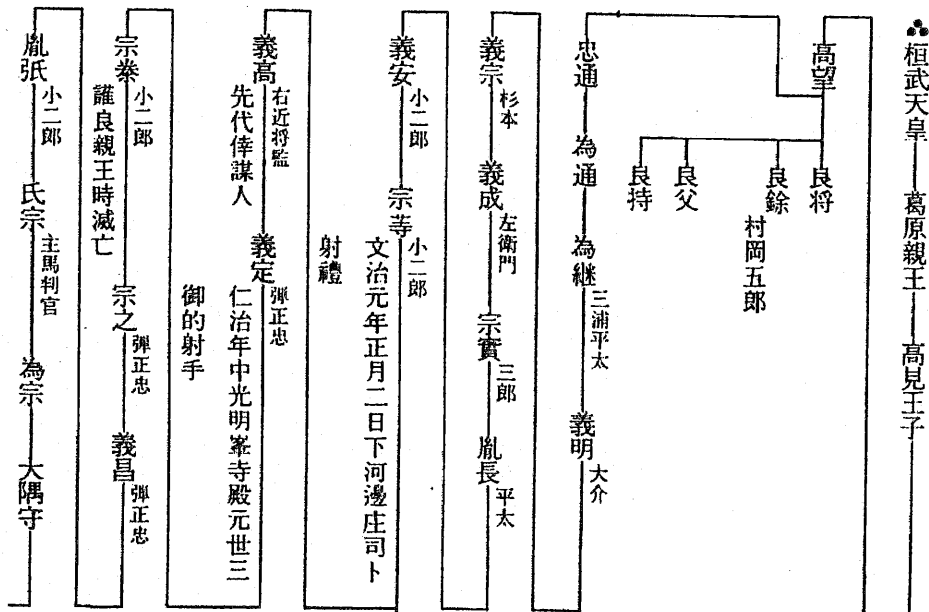
九月廿一日

真崎兵庫助殿<sup>(21)</sup>

義宣「花押同前」

史料Dは、真崎義伊が小場義宗に対して白川口の備えの状況を報じたものであり、義宗の子息小場義成・石塚義辰の在陣の労をねぎらった文言がみられる。この文書については、市村氏も指摘するように、義宗の二人の子が出陣している状況を考えれば天正十八年に年次比定すべき文書である。義伊が、小場義宗のこのような連絡書翰を発する理由としては、文言にあるように義宗からの書翰を受けてのものであるが、その背景に義重・義宣・義久といった当時の佐竹氏首脳と密接に結びついて行動している義伊の活動があり、義宗としても出陣している息子達の今後

○「常陸家譜」戸村本



豊前守 石井ヨリ継

安房守 義昭公ヨリ三代奉行平沢之座ヲ被下

掃部助 重為 十二郎 掃部助 討死 嫡子滑川兵部左衛門殿死

兵部大輔 善九郎 大藏 権之助

〈佐竹譜代記録〉 久慈西東ノ奉公衆 和田

〈秋田藩家藏文書〉 佐竹義昭より和田掃部助に 佐竹義篤より和田大隈守に (太永八年十一月二十八日) 佐竹義重より和田安房守に (元龜五年三月十日) 佐竹義宣より和田安房守に (天正十六年十二月十五日)

〈甲明神奉加帳〉 和田掃部助

〈大和田重清日記〉 和房 (和田安房守昭為)

〈文祿五年御藏江納帳〉